

令和8年度入札・契約制度改善内容

1 低価格入札者に対する排除措置等の見直し

平成22年度から、本県発注の工事では、適正な見積りに基づく競争環境を確保するため、低入札を繰り返す業者を入札から排除する「低価格入札者排除措置」を設けている。

また、令和7年6月から、入札執行過程における秘匿性・公平性を確保するため、調査基準価格・最低制限価格の算出にあたり「ランダム係数」を導入している。

今後も安易な低入札には厳しく対応するスタンスは堅持していくが、令和8年度から、排除措置の対象を調査基準基本価格（最低制限基本価格）未満の応札に見直す。

また、調査基準基本価格・最低制限基本価格及びランダム係数値を事後公表する。

【低価格入札者排除措置】

四半期ごとの基準日における低入札回数が、

- ・ 2回の業者 : 基準日の翌々月から起算して3ヶ月間入札から排除
- ・ 3回以上の業者 : 「2回を超える回数×1ヶ月」を排除期間に加算（最長6ヶ月）

【ランダム係数】

開札時に電子入札システムが自動的に算出する1.000～1.005までの無作為の数字。

【調査基準価格・最低制限価格の算出方法】

調査基準価格 = 調査基準基本価格 × ランダム係数

最低制限価格 = 最低制限基本価格 × ランダム係数

《改善理由》

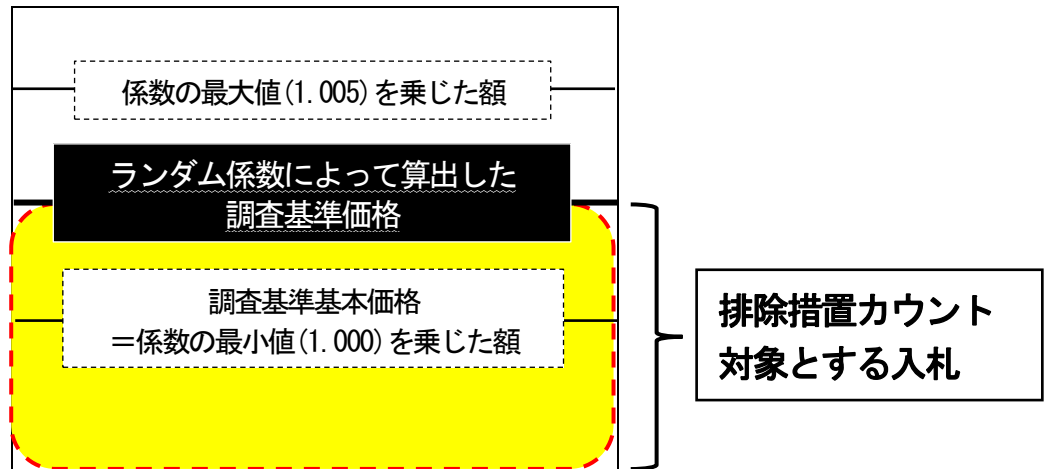
適正な見積りに基づく競争環境の確保と業者の真摯な見積りの尊重を図るため。

《適用時期》

令和8年4月以降に開札を行う工事から適用（ランダム係数値の公表は関連システムの改修後）

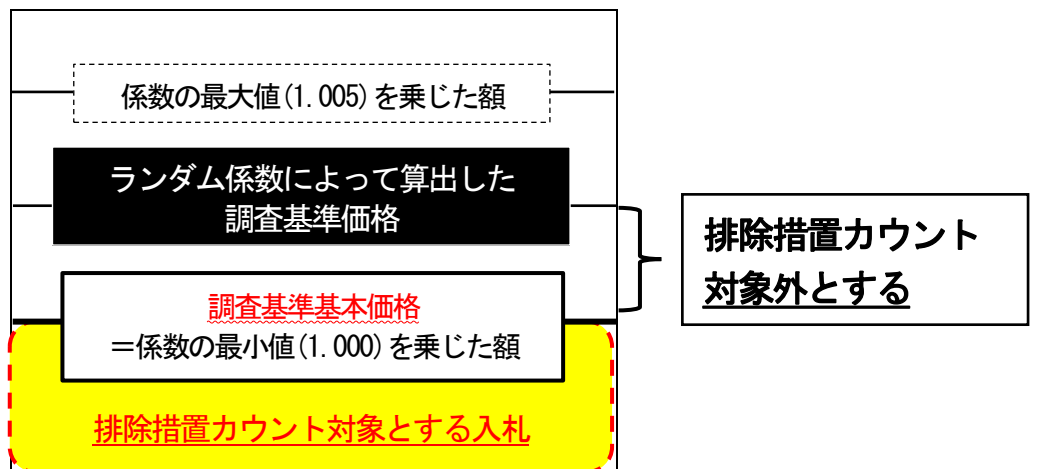
(現状)

「調査基準価格 (最低制限価格)」を下回った入札を低入札排除措置の対象とする。



(見直し後)

「調査基準基本価格 (最低制限基本価格)」を下回った入札を低入札排除措置の対象とする。



※調査基準基本価格 (最低制限基本価格) は、設計 (積算) 金額に所定率を乗じて算出する。所定率は公表している。

《特例措置の内容》

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和（建設業法施行令第27条第2項の取扱い）

※建設業法に基づき専任を要する4,500万円（建築9,000万円）以上の工事
工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する2件の工事については兼任を認める。（平成26年2月3日付け国土交通省通知参照）

(2) 現場代理人に係る緩和

① 常駐義務の緩和

全ての工事がア又はイいずれか（同時適用は不可）の要件に該当する場合、現場代理人の兼任を認める。ただし、本県発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

なお、本県発注の年間維持工事等と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内^(注)又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができるものとする。

(注) 1つの工事に現場が複数ある場合も同様

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 請負金額

4,500万円未満（建築9,000万円）

(イ) 件数

3件以内（県工事以外の工事と兼任する場合は2件まで）

(ウ) 現場間の距離

最短30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。（本則：3か月以上）

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての入札（工事及び建設工事関連業務）について、1者応札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認する。